

第46回山梨県環境保全審議会（平成28年3月24日開催）

審議事項(4)資料

温 泉 法 に 基 づ く 動 力
装 置 の 許 可 に つ い て

大 気 水 質 保 全 課

山梨県環境保全審議会温泉部会の審議結果

(平成28年1月6日付け大水保第2021号諮問事項)

1 温泉部会の実施時等

日時 平成28年2月1日(月) 午前10時30分～

場所 山梨県防災新館 406会議室

2 審議事項

(第1号議案) 南都留郡山中湖村山中237番地の1における
山中湖村の動力の装置について

3 審議結果

申請のとおり動力の装置を許可することが相当である。

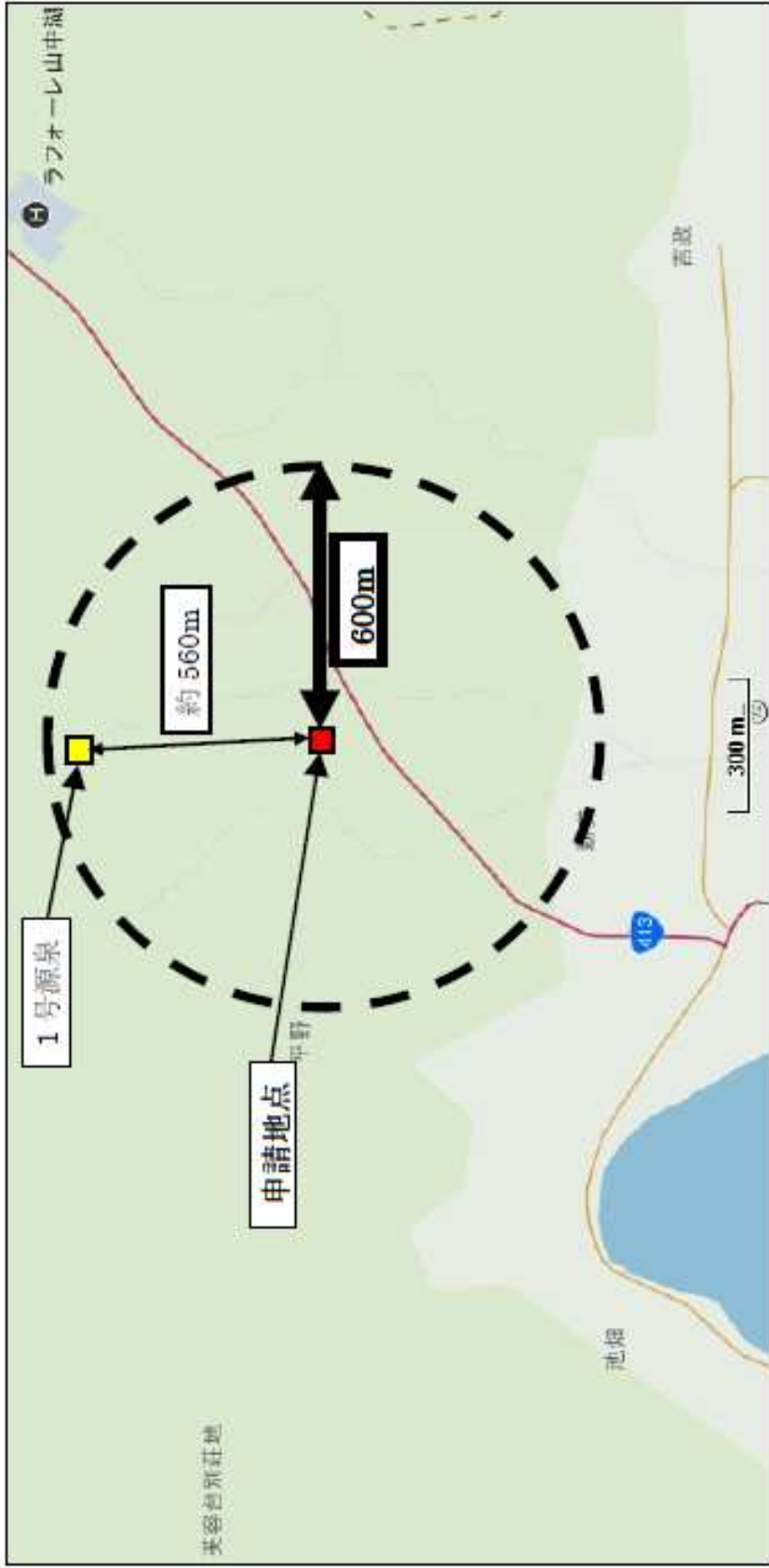
第1号議案 山中湖村の動力装置申請について

申請者	住所	南都留郡山中湖村山中237番地の1			
	氏名	山中湖村長 高村文教			
申請内容	目的	既設の日帰り入浴施設『石割の湯』への給湯			
	利用計画	既設の日帰り浴施設『石割の湯』での浴用に利用			
	申請地	南都留郡山中湖村平野字切戸屋1490番地			
	掘削許可等	許可年月日	平成26年3月12日		
	源泉の状況	自噴量	- ㍈/分	泉温	29.2 : アルカリ性単純温泉(低張性アルカリ性低温泉)
	動力の種類	温泉用深井戸水中モーターポンプ		出力	33.57 kW
	揚湯量	70 ㍈/分		揚程	666 m
	着工予定	平成28年4月1日	完了予定	平成28年9月30日	
	その他	TA-550 x 190 段 ESP			
	近隣の状況等	<p>申請地は一般地域である。</p> <p>周辺600m以内に既存源泉はなし。(申請地から約560mの位置に山中湖村の1号源泉があるが、当該源泉は温泉非該当となっている。なお、山中湖村の1号源泉については、本源泉利用開始時に埋め戻す予定である。)</p> <p>申請地は、既設の日帰り入浴施設『石割の湯』の駐車場の一角に位置する。</p> <p>平成27年11月に掘削完了後、自噴しないため動力装置の許可申請を行うものである。</p> <p>施設の温泉排水については、現状と同様、公共下水道へ接続する。</p> <p>今回は申請者が市町村であるため、本県からの意見照会()を行わないが、申請地が騒音規制法の第2種区域、振動規制法の第1種区域に該当しているため、山中湖村に対して環境法令を遵守するよう伝達済み。</p> <p>通常は、騒音・振動の規制等の確認をするために、当県から管轄する市町村長あて意見照会を行っているもの。</p>			

申請地付近の見取り図

一般地域

周辺に既存源泉はないもの、北側約560mに山中湖の1号源泉（※）有り
 ※ 山中湖1号源泉は温泉非該当である。なお、今回申請のあった源泉の利用開始時には、1号源泉を埋め戻す予定である。



参考 申請地点の位置



山中湖温泉石割の湯HP参照 (URL:<http://www.ishiwarinoyu.jp/access/index.php>)